環境プロジェクトの活動について

(注1 組合ホームページ組合員専用掲示板に詳しい経過が記録されています)

環境プロジェクト 委員長 石川進造

巻頭「わたしの意見」からの続きです。暫定期間の延長の獲得について、本家争いをするつもりはありませんが、結果がでるとあちこちで手柄話がでます。われわれの運動に対してフライングなどとの声もささやかれています。

しかし私たちは、結果は大切ですが、すべてだと思っておりません。共通の危機感の もとに、自分事として運動を起こし、そしてその経過こそが連帯感を育て大切なのです。 以下に活動のあらましを記します

- 1. 昨年11月に環境プロジェクトがスタートし、公明党石井幹事長と都議の方々に「規制3物質」の相談をしたのがきっかけです。われわれの窮状を長時間にわたり聞いていただき、年があけてからの急展開となりました。
- 2. 公明党の「環境省に申し入れ」書による手配で、2月24日、環境省に陳情に参りました。この陳情には国会から**公明党幹事長代行大田衆院議員、高木衆院議員、**都公明党からは石井幹事長(墨田)、鈴木議員(荒川)、ともとし議員(足立)野上議員(葛飾)に参加いただきました。

環境省小池大臣(自民)、加藤副大臣(公明)と、約30分にわたる異例ともいえる長時間の陳情を行いました。(詳しくは13P掲載、又は組合ホームページお知らせ欄(注2)をご覧ください)記録に残せない雑談など、当業界の抱える問題をお話しいたしました。

3.3月3日には、都議会の一般質問で、ともとし議員(足立)から「ほう素・ふっ素規制 について」厳しい質問が行われました。(詳しくは 20P 掲載、又は組合ホームページ お知らせ欄をご覧ください)傍聴には、石川・志賀・神戸が傍聴しました。

問題が国の法律に係わることですが、都の議会において、めっき業界の窮状を認識させ、今後、われわれ環境プロジェクトの予定している、環境確保条例(土壌汚染)の改正運動などの布石になったに違いありません。労経局や下水道局からは技術開発の状況について説明がありました。

- 4. 3月12日 **参議院森本議員**から「ふっ素・ほう素など3物質規制」についてヒヤリングがあり、大村理事長、石川委員長、志賀所長が実情を説明しました。
- 5. 3月17日 参議院予算委員会での森本議員の質問がありました。持ち時間15分の 半分の時間を割いて、めっき産業の重要性を説き、「ふっ素・ほう素など3物質規制」 について、除害技術の開発と暫定措置の延長を求めました。また土壌汚染にも触れ、 都市型工場に対応可能な土壌汚染防止技術の開発を求めました。

傍聴には、菊池環境委員長、石川、志賀が参加しました。森本先生の質問には、全員 とも深い感動を覚えました。詳しくは 15P 掲載。

注3(参議院インターネット審議中継 3月17日予算委員会—森本議員の国会発言のビデオ映像が見られます)

6. 3月23日の参議院予算委員会で「ひろ友和夫(公明)」氏の「温泉地直撃のほう素などの排水規制」の質問が行われました。もちろん温泉問題だけでなくめっき業界を含めての質問でした。加藤環境副大臣(公明)から「暫定排水基準の適用期間を含め、現実的で合理的な結論を出したい」と回答がありました。詳しくは19P掲載。(このインターネットビデオも(注3)の手順で見ることができます)

そのほか、本年の1月、国土交通省に下水処理場の受入基準について陳情を行いました。

(環境プロジェクト発足のいきさつ)

このプロジェクトがスタートしたのは、最近、一段と厳しさを増す環境行政のありかたに危機感を持ったからでした。

鉛 1ppm の規制から始まった環境規制は、平成 13 年 7 月「ほう素・ふっ素・硝酸性窒素 亜硝酸性窒素」の規制へと続きました。

しかし、この3物質のうち「ほう素」は、自然界に存在し無害であり、除害技術も無く、規制そのものに無理があるということで、全鍍連は経済産業省に働きかけ、また東京組合も独自に各方面に陳情するなどの運動を行い、三年間の暫定期間と暫定基準を得ることが出来ました。

この暫定措置も平成16年6月末をもって打ち切られることから、東京組合は全鍍連に対して暫定期間の延長を強く求めて参りました。

昨年10月の全鍍連大会において、全鍍連上野専務から暫定期間の延長は極めて難しい 旨の発表があり、「環境省の集めたデーターによると、違反の事実は極めて少ないので、 あとは企業努力で解決して欲しい」との担当官の発言を例にひきました。というのも、 環境省は公共河川に流入する工場廃水の把握はしているのですが、下水道に流入する工 場廃水は把握していないからです(この説明は長くなるので省略します)。

この発言に東京組合は危機感を一段とつのらせ、今までの運動と違った環境運動が必要であるとの認識のもとに、環境プロジェクトが発足いたしました。

本来ならば、このような運動は親組合である全鍍連がやるべきなのですが、全鍍連は中小企業対策を主管とする経済産業省を窓口としている関係から、他の運動は一切やらないのが方針です。

もちろん、その後も全鍍連事務局は経済産業省にたいして、暫定期間の再延長を求め

て運動を続けました。昨年 12 月 19 日、経済産業省担当官 4 名で東京組合葛飾支部のめっき工場 3 社の実態を調査するなど、そのご努力には感謝をする次第です。

ただ、私たちは全鍍連がどのように動いているか、そして見通しがどうなるか、解りようもありません。一旦決まってしまうと、どうにもならないことだけは、良く知っています。

そこで、独自に運動を進めねばと焦燥に駆られたことも事実です。このことは多くの 人に良く理解してほしいのです。

ですから、今回の暫定措置の延長は、その下地として全鍍連の交渉と、経済産業省のご努力があったものと謙虚に受け止める必要があるでしょう。

適当な例では無いかもしれませんが、アメリカでは、めっき業者は強力なロビー活動 (注4)をしております。アメリカの環境保護局は、めっき業者・めっき材料商・学会 の三者と協議してから規制をします。新しい規制を行うときはその除害技術もセットに して提示します。実に民主的ではありませんか。

最近、米国めっき業者はロビー活動を積極的に行い、EPA(環境保護局)に、新たな環境規制は行わないとまで、約束を取りつけたとも聞きます。

私たちは、時代の流れである環境保護に強引な反対運動をするつもりはありません。 納得の行く環境行政を望むのです。一方的に規制をかけるやり方は、どこかで必ずや破 綻をするでしょう。

(ロビー活動と全鍍連執行部の役割)

話は戻りますが、本来めっき業者の全国組織である全鍍連は、ロビー活動を積極的に 行なわねばならないのです。全鍍連は全国のめっき業者の負託を受けて活動する団体で すから、行政の下請けであってはならないのです。

全鍍連役員は年に3回、事務局の報告を受けるだけの組織や活動であってはならないのです。

つまり、今回の規制も今後起こるであろう厳しい規制に対しても、合理的で納得の行く規制を求めて、業界の声を集め、事務局を指図し(指図されるのではない)運動を起こすべきなのです。行政には行政の立場もあるので、それを踏まえた上で、全鍍連は全国のめっき業者を代表して、是は是、非は非とすべきです。ですから、このような運動を東京組合がやるのは本末転倒なのです。

かねがね、私は全鍍連の組織について疑問を持っていました。組織図を見ると巨大で、 あたかも機能しているかに見えますが、現実はコケ脅かしで、小企業や零細企業の多い 東京組合や、他県でも小規模事業所にとって、実のある活動らしいことは全くと言って よいほどやっていません。全鍍連執行部は事務局におぶさって、役所からの報告を受け るだけの存在になりさがっています。

いまや、親睦会であり区役所の下請け的存在であった町内会ですら、区役所の言いなりから離れて、きつい要望を出している時代なのです。

(あとがき)

話がそれましたが、環境プロジェクトは月一回の定例会と、それ以外にも対外活動をしております。定例会は毎回、議論は多岐にわたり、甲論乙駁の激しい議論を続けております。時には激しい対立を起こすこともあります。しかし、それはお互いに「われわれ業界の将来」と、「環境保護のあるべき姿」について、真剣に考えているからです。私も久しぶりに手ごたえのある議論をしています。

余談ですが、森本先生が国会質問の終わりに、世界遺産に指定された「白神台地」を 追われる「またぎ」のことで、小池大臣に質問しておりました。

「またぎ」は自然と共生して、長い歴史を生きてきた。しかも自然を破壊する林道建設 にも反対し、自然を守ってきた。それが一片の鳥獣保護法のもとに追い払われようとし ている。またぎの生活と文化を守るべきである。

この言葉に現れるように、ごく少数の社会的弱者にも目を向け、その代弁を行っている森本先生の姿に深い共感と感銘を受けました。

注1 (組合ホームページ組合員専用掲示板は登録が必要です。事務局近藤までお問い合わせください)

注2 (組合ホームページ http://www.tmk.or.jp/「トップページお知らせ欄」をクリックしてください。)

注3 (参議院インターネット審議中継 3月17日予算委員会—森本議員の国会発言のビデオ映像が見られます。http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.phpをクリックしてビデオライブラリーを開き、さらに会議検索を開いてください。検索欄に3月17日予算委員会—森本議員を入れてください)

注4 (ロビー活動) 団体や企業 (きぎょう)、個人などが自分たちの利益や権利を守り、 法律や予算を獲得(かくとく) するために、議員や政府関係者などに働きかけること。 国によって形態は違うが、主要民主主義国家では共通して見られる。